段準島藤まつり

「尾張津島藤まつり」は、天王川公園の指定管理者となる「天王川パークマネジメント」 回じ が企画·運営して開催されます。



▲天王川公園公式サイト (藤の開花状況はこちらから)

開催期間

4月15日(土)~5月7日(日)

開催場所

天王川公園

※尾張津島藤まつり開催期間中の公園駐車場への進入経路が、従来までの西側堤防道路から東側堤防道路へ変更されます。



駐車場・交通規制について

- ・公園駐車場へは東側堤防道路から進入してください。
- ・西側堤防道路から公園駐車場へは進入できません。
- ・東側堤防道路は歩行者専用道路にはなりません(車両の一方通行規 制あり)。
- ・詳しくは14ページの図を参照してください。

イベント等について

- ・藤棚のライトアップを午後6時~9時に行います。雨天も実施しますが、 藤の開花状況により、実施しない場合があります。
- ・地元業者による露店やキッチンカーの出店、野点を実施します。
- ・指定管理者による移動動物園、ふわふわドームを実施します。 詳しくは、天王川公園公式サイトをご確認ください。
- ・野外ステージ整備工事中のためステージイベントは実施しません。

感染防止対策について

来園者の皆さんには、基本的な感染防止対策をお願いします。

その他

- ・路上駐車は交通に支障をきたしますので、指定駐車場へ駐車してください。 ただし駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・通路や藤棚下での敷物、ロープによる場所取りは禁止です。
- ・公園内での火気使用は禁止です。ゴミなどは各自お持ち帰りください。
- ・新型コロナウイルス感染状況や藤の開花状況等により、記載内容について変更する場合があります。

問合

主催:津島市

☎55-9663(產業振興課農政観光G)

企画·運営:天王川公園指定管理者

2050-8887-2386

「信長の台所 津島まちあそび」イベント

津島神社周辺等で歴史文化資源を活かしたさまざまな催事 を行います。

期間中は、津島市ゆかりの洋画家横井照子氏の作品展示、 山
車
蔵
の
開
放
、
マルシェ
等
が
予
定
されています
。

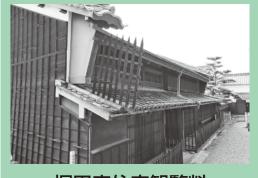
詳しくは、(一社)津島市観光協会ホームページをご確認くだ さい。

開催期間 4月21日金~5月7日(日)

開催場所 津島神社周辺等

問合 (一社)津島市観光協会 **☎**28-8051





堀田家住宅観覧料

一般300円、小中学生100円

問合

社会教育課生涯学習·文化振興G **☎**55-9421

重要文化財堀田家住宅特別開館

藤まつり期間中、堀田家住宅を開館します。ぜひこの機会に 江戸時代中期の町家建築をご観覧ください。

日時 4月15日(土)~5月7日(日) 午前10時~午後3時

近代津島の芸術家展

近代以降の津島に関わる芸術家の作品を展示します。

入場料 無料(堀田家住宅観覧料は必要)



令和5年度 固定資産税の課税

令和5年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決 定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月7日金

令和5年度 固定資産税についてQ&A

Q.平成31年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、 令和5年度分から税額が急に高くなっているのはなぜ ですか?

A.新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階 建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あた り120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがっ て、令和2年~4年度分は税額が減額されています。

納期限(固定資産税・都市計画税)

第1期 5月1日(月)

第2期 7月31日(月)

第3期 12月27日(水)

第4期 令和6年2月29日休

Q.私は、令和4年11月に土地を売るために売買契約をし て、令和5年2月に買主への所有権移転登記を済ませま した。令和5年度の固定資産税は誰に課税されますか?

A.令和5年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定 資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対 し、当該年度分の課税をすることになっています。

Q.令和5年2月に古い物置(家屋)を取り壊しましたが、令 和5年度の固定資産税は課税されますか?

A.課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋に ついて、当該年度分を課税することになっています。



令和5年度津島市税等納付のこよみ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限税目等	5月1日 (月)	5月31日 (水)	6月30日	7月31日 (月)	8月31日 (木)	10月2日	10月31日 (火)	11月30日 (木)	下記※	令和6年 1月31日 (水)	2月29日 (木)	4月1日 (月)
固定資産税·都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					第3期		○ 第4期	
市民税•県民税			第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	〇 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営·改良住宅家賃	0	0	0	\circ	\circ	0	0	0	0	0	0	0
住宅新築資金等償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
保育所等利用者負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	〇 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	〇 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	_
下水道事業受益者負担金					〇 第1期		○ 第2期		○ 第3期		〇 第4期	

※12月の納期限

固定資産税·都市計画税、国民健康保険税···令和5年12月27日(x)

市営·改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金、

介護保険料、後期高齢者医療保険料…令和6年1月4日休

下水道事業受益者負担金…令和5年12月25日例

地方税のお支払いが 便利・簡単になります

問合 収納課 ☎55-9276 ☎55-9279

令和5年4月から、固定資産税および都市計画税と軽自動車税種別割のお支払いについて、 お手持ちの納付書に「ellマーク」があれば、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用で きます(利用できるスマホ決済アプリにつきましては、地方税お支払サイトでご確認ください)。 地方税お支払サイトでは、クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替等をご 利用いただけます(口座振替は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です)。 詳しくは地方税お支払サイトのホームページをご覧ください。



▲地方税お支払サイト

地方税お支払サイト

地方税のお支払が便利・簡単に!!



スマホや パソコンで お支払が可能です







事業者の皆様へ

要事前予約·参加無料

消費税のインボイス制度等説明会のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必 要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催します。

説明会日時(各回 定員20人)

インボイス制度説明会

4月18日(火)、5月23日(火)、6月19日(月) 午前10時~11時30分

インボイス制度説明会(+消費税の仕組み)

4月18日(火)、5月23日(火)、6月19日(月) 午後2時~3時30分

> 消費税の仕組みから 知りたい方向け

開催場所、申込・問合

津島税務署(良王町2丁目31-1)別館2階大会議室 法人課税第一部門 ☎26-2161(代表)内線612

- ○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問い合わせ先へ申し込みをお願いします。
- ○新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。
- ○感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。
- ○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- ○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

●インボイス制度の詳細はこちら





🕲 津島税務署

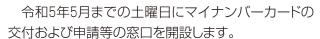
マイナンバーカードについてのお知らせ

期間中マイナンバーカードに関する お手続きが一部ご利用できません

全国的なシステムメンテナンスに伴い、マイナン バーカードに関するお手続きが一部ご利用できません。 期間 4月28日 金午後8時~5月7日 日終日

本庁では5月1日(月)・2日(火)の2日間、システムメンテ ナンスに伴い市内での住所変更や氏名変更でのマイ ナンバーカードの記載変更、電子証明書の発行・更新、 暗証番号の再設定、その他マイナンバーカードに関す るお手続きが一部ご利用できません。マイナンバー カードでの市外からの転入・転出のお手続きはできま す。

マイナンバーカードは 土曜日でも受け取れます



日程 4月8日·15日、5月13日·27日

時間 午前9時~正午

その他 持ち物等詳細は、 市ホームページをご覧く ださい。



問合 市民課市民·戸籍G ☎24-1112

介護保険料のご案内

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得に応じて17段階に定められています。

4月からは、令和5年度の保険料を算定する基礎となる令和4年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮 徴収額を納めていただきます。

なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象者へ個別でお送りします。

仮徴収の納付方法

普诵徴収の方

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年 度の年間保険料額の12分の4を1~4期(4~7月)で納め ていただきます。

※口座振替のほか、指定金融機関の窓口·コンビニエンス ストア・スマートフォン決済アプリでも納付いただけます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通 知書 |を3月にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間 保険料額の2分の1になるように納めていただきます。

1期·2期(4月·5月)は12分の1ずつを引き続き普通徴収 で、6月・8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象 の方には4月上旬に通知書をお送りします。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、令和5年2月に天 引きされた金額を引き続き4月・6月・8月の年金から天引 きします。

口座振替をご利用ください

普通徴収の方は、口座振替が便利です。

持ち物

市指定金融機関で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印

市役所で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印、キャッシュカード ※高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで口座振替が 簡単に登録できます。

所得段階別保険料一覧表

所得段階		所得区分	基準額に 対する割合	保険料 (年額)
第1段階		・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.29	19,490円
第2段階	世帯全員が 市民税非課税			24,860円
第3段階		前年の課税年金収入と 合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 120万円を超える	0.55	36,960円
第4段階	市民税が課税 されている 世帯員がいるが	前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.69	46,370円
第5段階	本人は市民税非課税	前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の合計が80万円を超える	1.00	67,200円 (基準額)
第6段階		前年の合計所得金額が80万円未満	1.15	77,280円
第7段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満		80,640円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	84,000円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満		87,360円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50	100,800円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60	107,520円
第12段階		前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.70	114,240円
第13段階		前年の合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	120,960円
第14段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	127,680円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満		147,840円
第16段階		前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.25	151,200円
第17段階		前年の合計所得金額が800万円以上	2.35	157,920円

4 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。

相談名	・	付件数が限られていますので、ご希望の 場 所	か日時に相談できない場合があります。 問合
			72.75
行政相談	午前10時~正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	6、13、20、27日 午前10時~正午、午後1時~3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
弁護士相談(要予約)	4、18日、5月2日 午後1時~3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	14日 午前9時〜正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日〜金曜日(祝日は除く) 午前10時〜午後4時	法務局·地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	4、11、18、25日、5月2日 午後1時~3時	老人福祉センター	☎ 28-7561
高齢者の健康相談	5、12、19、26日 午後1時~3時	神島田祖父母の家	☎ 32-2151
認知症相談	月曜日〜金曜日(祝日は除く) 午前10時〜午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会·愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日〜金曜日(祝日は除く) 午前8時30分〜午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎ 24-0350
年金相談(要予約)	27日 午前10時〜午後3時 予約開始は4月3日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療·年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	11日 午後1時~4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日〜金曜日(祝日は除く) 午前9時〜午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	5日 午後1時~3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業·経営 個別無料相談会 (要予約)	7、13日 午前9時~午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談· 勤労者金融相談	月曜日〜金曜日(祝日は除く) 午前10時〜正午、午後1時〜4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	21日 午前10時30分~正午	東地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎ 55-7708
手話通訳者設置日	5、6、12、13、19、20、26、27日 午前9時~正午、午後1時~4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138 ☎ 24-1115

津島データファイル 📲

人口と
世帯
/対回した合わり

総数 ……60,462人(-70) 男 ……29,808人(-38) 女 ……30,654人(-32) 世帯数 ……27,078世帯(-4) 3月1日現在()内は前月比

市内の 交通事故· 犯罪 [1月]

事故発生件数 …… 10件(10件) うち死亡者………… 0人(0人) 犯罪発生件数 …… 35件(35件)

市内の 火災

1月 ………0件(0件) ()内は令和5年中の累計

()内は令和5年中の累計

救急車の 出動回数 1月 ……296件(296件)

()内は令和5年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和5年5月1日(月)

固定資産税·都市計画税…第1期 介護保険料…第1期 市営·改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…4月分

市税の今後の納期

	5月	6月	7月		
市民税・県民税	_	第1期	_		
固定資産税·都市計画税	_	_	第2期		
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期		
軽自動車税(種別割)	全 期	_	_		

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。 取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京 銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)